

令和5年度 第12回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和6年（2024年）3月23日

日野市教育委員会

令和5年度第12回日野市教育委員会定例会

開催日時

令和6年(2024年)3月23日(土)

14時00分～16時48分

開催場所

505会議室

出席委員

教 育 長	堀川 拓郎	教育長職務代理者	高木 健夫
委 員	真野 広	委 員	正留 久巳
委 員	岩下 優美子		

議事録署名委員 委 員 岩下 優美子

事務局出席者

教 育 部 長	村田 幹生	教育部参事	長崎 将幸
		(兼教育指導課長)	
教育部参事	田中 洋平	庶務課長	釜堀 亜矢子
(兼生涯学習課長)			
学務課長	成澤 綾子	教育指導課主幹	坪田 充博
統括指導主事	馬場 章夫	発達・教育支援課長	萩原 美和子
教育センター事務長	田中 勉	中央公民館長	綿貫 真二
図書館長	奥住 大輔	ふるさと文化財課長	金野 啓史

傍聴者

10名

書記

庶務課課長補佐	脇坂 立志
庶務課主事	金澤 仁

議事内容

別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

教 育 長

堀川 拓郎

議事録署名

委 員

岩下 優美子

議事内容

議案

- 第 3 3 号 第 4 次日野市学校教育基本構想の策定について
- 第 3 4 号 令和 6 年度（2024 年度）の主要な取り組みの策定について
- 第 3 5 号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 3 6 号 教育委員会職員人事について
- 第 3 7 号 日野市立学校教員の措置について
- 第 3 8 号 日野市立学校における学校医の委嘱について
- 第 3 9 号 日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について
- 第 4 0 号 教職員の内申の専決処分について
- 第 4 1 号 豊田小学校学校運営協議会委員の任命について
- 第 4 2 号 日野第三小学校学校運営協議会委員の任命について
- 第 4 3 号 平山小学校学校運営協議会委員の任命について
- 第 4 4 号 滝合小学校学校運営協議会委員の任命について
- 第 4 5 号 日野第七小学校学校運営協議会委員の任命について
- 第 4 6 号 旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命について
- 第 4 7 号 仲田小学校学校運営協議会委員の任命について
- 第 4 8 号 日野市立教育センター所長の任命について
- 第 4 9 号 日野市社会教育施設（一部）個別施設計画の策定について
- 第 5 0 号 「日野宿本陣上段の間および御前の間」の日野市文化財の指定について
- 第 5 1 号 教育管理職の措置について

協議事項

- 第 9 号 日野市立学校適正規模・適正配置等の基本方針(修正素案)について
- 第 1 0 号 市立幼稚園閉園計画（修正素案）について

請願審査

- 第 5-12 号 2021 年東京五輪大会は「全体が汚職まみれだった事実」に加え、馳浩・元文科相の自慢話で露呈した「招致段階から金まみれだった事実」も、

オリパラレガシー”教育”で児童生徒に伝えて頂きたい（都教委に意見書提出も）等の請願

報告事項

第 3 0 号 「日野宿本陣上段の間」の東京都指定史跡への指定について

第 3 1 号 行政情報の公開請求

第 3 2 号 日野市立学校教員の処分について

(議事の要旨)

開始 14 時 00 分

[堀川教育長]

ただいまから、令和 5 年度第 12 回教育委員会定例会を開会いたします。

本日は傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

[堀川教育長]

本日の議事録署名は、岩下委員にお願いいたします。

本日の案件は、追加案件も含めまして、議案 19 件、協議事項 2 件、請願審査 1 件、報告事項 3 件です。

会議の進め方ですが、まず請願審査第 5－12 号を行い、次に協議事項第 9 号、協議事項第 10 号について協議を行い、その後、議案第 33 号から順次審議を進めていきたいと思っています。

協議事項第 9 号及び協議事項第 10 号は関連がありますので、一括議題としたいと思っています。

また、議案第 41 号、議案第 42 号、議案第 43 号、議案第 44 号、議案第 45 号、議案第 46 号及び議案第 47 号は関連がありますので、一括議題としたいと思っています。

なお、議案第 37 号、議案第 40 号、議案第 51 号及び報告事項第 32 号は公開しない会議とし、最後に審議をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、まず請願審査第 5－12 号を行い、次に協議事項第 9 号 および 協議事項第 10 号を一括議題とします。 順次、議案第 33 号 から審議を進めていきたいと思っています。

また、議案第 41 号、議案第 42 号、議案第 43 号、議案第 44 号、議案第 45 号、議案第 46 号及び議案第 47 号は関連がありますので、一括議題といたします。

会議規則第 10 条により、議案第 37 号、議案第 40 号、議案第 51 号及び報告事項第 32 号は公開しない会議とし、議事の最後に審議をいたします。

なお、事務局説明員が随時、入退室をいたしますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、事務局説明者が随時、入退室をいたします。

それでは、議事に入ります。

請願第 5－12 号 2021 年東京五輪大会は「全体が汚職まみれだった事実」に加え、馳浩・元文科相の自慢話で露呈した「招致段階から金まみれだった事実」も、オリパラレガシー”教育”で児童生徒に伝えて頂きたい（都教委に意見書提出も）等の請願について、

事務局より説明をお願いいたします。庶務課長。

○請願第5－12号 2021年東京五輪大会は「全体が汚職まみれだった事実」に加え、馳浩・元文科相の自慢話で露呈した「招致段階から金まみれだった事実」も、オリパラレガシー”教育”で児童生徒に伝えて頂きたい（都教委に意見書提出も）等の請願

〔釜堀庶務課長〕

庶務課長でございます。

議案書103ページを御覧ください。請願番号請願第5－12号、受付年月日、令和6年2月8日、件名、2021年東京五輪大会は「全体が汚職まみれだった事実」に加え、馳浩・元文科相の自慢話で露呈した「招致段階から金まみれだった事実」も、オリパラレガシー”教育”で児童生徒に伝えて頂きたい（都教委に意見書提出も）等の請願でございます。

請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

次ページ、104ページから105ページまでが請願の要旨でございます。

説明は以上でございます。

〔堀川教育長〕

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

〔堀川教育長〕

それでは、事務局は請願者を席に案内してください。

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

〔請願者〕

表題のものを何で出したかという、馳浩元文部科学大臣、現石川県知事が、去年の11月17日の帝国ホテルでの日本体育大学のフォーラムで、話題の二階俊博さんなんかも出席している、自民党の方が出席している場で、安倍元首相から、呼び捨てですが、「馳、国会を代表してオリンピック招致は必ず勝ち取れ、金は幾らでも出す、官房機密費もあるから」と言われたという話を、自慢話でしたわけです。

この金額、1冊、要するにカラー、選手時代のIOC委員のアルバムですから、1冊20万円、105人ですから2,100万円もの税金がこういう無駄なものに使われた、ということでございます。

内閣官房機密費というのは私たちの税金であるにもかかわらず、領収書も何もない。今話題になっている政治資金の問題以上に悪いものでございます。

この馳さん、非常に思想的に右寄りな方で、2016年の2月の岐阜大学が卒業式で「君が代」をしない、当たり前ですけどね、大学ですし。それに対して、「恥ずかしい」と非難するような、そういう思想を持った方。高校教師を僅か1年ちょっとやっているようですが、母校で、体罰を竹刀で、生徒を殴る体罰をやっていた方です。

そういうことの前提の上で、皆さん、傍聴の皆さん、105ページの2番の請願事項。

ここの2-1に書いてある、都教委は、オリンピック・パラリンピックレガシー教育というのをやっています。これは、オリンピックの前まではオリンピック教育を年間35時間もやれと。オリンピックが終わった後、この2年、オリンピックレガシー教育をやれということで。やっぱりオリンピックレガシー教育をやるのであれば、オリンピックの改革を次の、格好いい面だけじゃなくて、やっぱり汚い面もちゃんと教えてほしい。今の招致をめぐる馳さんの話にある官房機密費の無駄遣い問題、こういうのはぜひ生徒に、児童に教えてほしいということです。それが2-1というところでございます。

それから、2-2のところ、オリンピック教育は、うそが、大分、6年間にわたって教え込まれました。というのは、都教委の発行している、税金で発行している『オリンピック・パラリンピック学習読本』、小中高校ございます。これの中で、オリンピックの表彰式で、本当は、各国や地域のNOCの歌や旗を表彰式では使うんですが、それを「国旗、国歌を使うんだ」と、うそを教えました。台湾、香港などは国旗、国歌を使っておられません。そういうことを、うそを教えて、少しでも「君が代」を生徒に溶け込ませるというか、そういう目的でこういう悪いうそを『オリンピック・パラリンピック学習読本』で都教委が書いた。

私ども、高嶋伸欣先生、原告団長にして、二次訴訟、二次にわたって都教委を訴えました。御用裁判官ですから、敗訴はしましたけども、そういうようないいかげんな組織が東京都教育委員会のオリンピック教育だと、こういうことでございます。非常に政治色の濃い教育をやったわけですね。

それから、2-3のところ、今のようないうそを教えるということは、1976年5月の最高裁旭川学力テスト判決で、「国家権力が誤った知識や一方的な観念を子どもに植え付けるような内容の教育を施すのは、憲法26条、13条から許されない」と判じているわけですから、こういう判決も、やはり生徒や教員にはしっかり伝えて、都教委に意見書を出してほしいと思います。

2-4でございます。ここに書いてある、オリンピック・パラリンピック教育ですね、政治色の濃い教育、これはやはり憲法19条から21条の「個人の思想、良心の自由を侵してはならない」というのに背きますし、教育基本法14条の政治的中立性にも違反する。一方的に都教委の都合のいい、思想的に右寄りの教育を教え込むわけですからね、そういう問題があるということです。

東京都教育委員会は、皆さん方は非常に東京都教育委員会、今回、今日、主幹の坪田充博さんがおやりになる学校基本構想でも、検討段階の文書では「都教委が言ってます」、「文部科学省はこう言ってます」と、いかにも仰ぎ見ているようですが、あんまり文科省や東京都教育委員会というのはね、堀川さん御出身の文科省ですけれども、あんまりいい組織じゃない面もありますので、いい人も中にはいますけどね、ひとつ「文部科学省や都教委が言ったから全てそのとおり、従う」というようなことは、日野市教育委員会においてはやめていただきたい。

南平小学校の「君が代」で不当処分を出したような、勝手にああいうむちゃくちゃな処分を1999年にやって、多くの保護者の反発を皆さん方買っているわけですから、ああ

というような、有元佐興教育長のときですかね、ああいうようなことはもう二度と起こさないように、本当にこう、政府のほうばかり向かず、今日もいらっしゃる保護者の方とか、私ども、教育を研究している者の立場のほうも重視して、中立に、右寄りにならず、国家主義にならず、ナショナリズムに落ち込まず、ひとつ、本当にまともな教育を、最後に言いますが、馳さんのような自民党の方、特定政党にあまりペコペコしないをお願いしたいと思います。

大体そんなところですが、皆さん、今日は保護者の方が見えています。いつものように高木さんが、「理由が分かりません、はい、終わり」じゃなくて、高木さん、きちんと、「こういうところが分かりません」って質問してください。

その上で、中身に踏み込んで最低1人2分は保護者の方に恥ずかしくないように、きちんと自分の、反対するんだったら反対する意見を述べる、これが民主主義です。プーチン容疑者のようなことはやめてください。

以上です。質問してくださいね。高木さん、質問。

[堀川教育長]

この件につきまして御質問がございましたらお願いをいたします。

[請願者]

お願いします。理由分かんないって言わないでくださいね、質問しないんだったら。

[堀川教育長]

よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。高木委員。

[高木委員]

本請願は、私自身、不採択と考えます。

その理由についてですが、本請願は、請願事項として2－1項から2－5項にわたり請願者グループで共有する考え方は述べられています。請願事項をよく読ませていただきました。

また、ただいまありました請願者自身による説明を伺っても、請願事項に関する具体的な背景や理由が理解できないこと。

以上の観点で本請願は不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野委員]

請願者の御説明ありがとうございます。

また、事前に頂きました請願内容もしっかり読ませていただきました。

その上で、この請願内容、請願者の考えに基づく一方的な主義主張であって、私どもが請願を採択するに当たる正当な理由が読み取れませんでした。

したがって、私は不採択と判断いたしました。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留委員]

御説明ありがとうございました。

本請願を読ませていただきました。

今回の請願の背景と請願内容を伝えていただきたい相手など及び請願事項の2－1から2－5について読みました。これらは請願者の考え方に基づく一方的な見方と主張と論の展開であり、日野市教育委員会が請願を採択すべき理由を捉えることができませんでした。

したがって、不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

請願及びその背景等を読ませていただき、また、今ほど請願者より御説明もいただきました。ありがとうございました。

本請願について、請願事項とその背景の結びつきは、請願者グループで共有する一方的な考えに基づくものであり、日野市教育委員会として採択すべき理由を見いだすことができませんでした。

よって、不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

委員の皆様の御意見としては、不採択という御意見が多いようですので、2021年東京五輪大会は「全体が汚職まみれだった事実」に加え、馳浩・元文科相の自慢話で露呈した「招致段階から金まみれだった事実」も、「オリパラレガシー”教育”で児童生徒に伝えて頂きたい（都教委に意見書提出も）等の請願、これを不採択とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[堀川教育長]

異議なしとのことですので、請願第5－12号については不採択とすることに決しました。

協議事項第9号 日野市立学校適正規模・適正配置等の基本方針（修正素案）について及び協議事項第10号 市立幼稚園閉園計画（修正素案）についてを一括議題といたします。

協議事項第9号及び協議事項第10号について、事務局より説明をお願いします。学務課長。

○協議事項第9号 日野市立学校適正規模・適正配置等の基本方針（修正素案）について

○協議事項第10号 市立幼稚園閉園計画（修正素案）について

〔成澤学務課長〕

学務課長でございます。追加議案書の5ページをお開きください。

まず初めに、協議事項第9号、日野市立学校適正規模・適正配置などの基本方針（修正素案）について御説明いたします。

次のページ、6ページをお開きください。はじめにでございます。こちらはこれまでの経過を記載した内容となっております。

日野市立幼稚園のよりよい教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、公立幼稚園の適正な配置と今後の幼児教育の在り方について、令和3年7月26日付で日野市教育委員会から日野市立学校適正規模、適正配置等検討委員会に対し諮問を行い、同年3年11月19日付で同委員会より答申を受けました。

日野市教育委員会といたしましてはこの答申の趣旨を尊重し、令和4年8月15日に日野市立学校適正規模・適正配置などの基本方針素案を取りまとめました。

その後、素案に対して市民の多くの方から御意見をいただいたことから、同年10月29日に教育委員会臨時会にて取りまとめた素案の修正案の骨子、及び令和5年12月に日野市幼児教育・保育の在り方検討委員会によって取りまとめられた報告書を踏まえ、公立幼稚園の適正配置などについて基本方針の修正素案をまとめ、今回、御協議いただくものになります。

次のページ、7ページをお開きください。1、公立幼稚園の適正配置についての考え方でございます。

答申では、「第四幼稚園を適正配置の対象とした上で、他の公立幼稚園と統合することが望ましいと判断する」としております。

答申にもございますとおり、園舎の老朽化などを踏まえると、日野市教育委員会といたしましては、第四幼稚園を閉園することが妥当と考えるところでございます。

ただし、素案の修正案の骨子及び在り方検討委員会の報告書を踏まえまして、行き場のない子供が生じないための方策を併せて実施することが必要であり、第四幼稚園の閉園に向けた具体的な内容につきましては、閉園時期を1年延長する形で、令和7年度末をもって閉園とする計画を別途策定いたします。

次のページ、8ページをお開きください。2、日野市らしい幼児教育、公立幼稚園のあり方についてでございます。

答申では、「今後の幼児教育や公立幼稚園のあり方については、より議論を深めるためには、別途会議体などを構成の上、日野市らしい幼児教育や公立幼稚園のあり方の検討を推進されたい」との意見が付されました。

これを踏まえまして、幼保小連携のさらなる推進と多様性に応じた学びの充実を目的とした在り方検討委員会を立ち上げ、日野市らしい幼児教育の在り方について、令和5年2

月から12月まで7回にわたる議論を重ね、報告書がまとめられたところでございます。

最後に、3、おわりにについてでございます。

答申では、これまで公立幼稚園が果たしてきた役割が評価され、また、答申を踏まえて設置した在り方検討委員会によって、日野市における幼児教育・保育における課題と市が取り組むべき方策や方向性が議論され、報告書として取りまとめられております。

今後、令和5年4月に立ち上げました教育委員会と子ども部を横断する幼児教育・保育連携推進プロジェクトチームが中心となり、この報告書を踏まえ、日野市らしい幼児教育・保育のさらなる充実を目指した取組を推進してまいります。

また、基本方針に基づく公立幼稚園の適正配置に際しましては、保護者や市民の方に丁寧な説明を行い、的確に進めていくこととするとしております。

以上の内容で、日野市立学校適正規模・適正配置等の基本方針の修正素案としたいと考えております。

続きまして、追加議案書の9ページをお開きください。協議事項第10号、市立幼稚園閉園計画（修正素案）について御説明申し上げます。

次のページ、10ページをお開きください。この計画修正素案につきましては、先ほどの協議事項第9号にて御協議いただきました日野市立学校適正規模・適正配置等の基本方針（修正素案）を受けまして、第四幼稚園の閉園に向けた具体的な内容を策定するものでございます。

初めに、1、幼稚園閉園計画の背景と経過でございます。

ここに記載の内容は、さきの基本方針（修正素案）において第四幼稚園を閉園とするに至った背景と経過となっております。

次に、2、目的でございます。

こちらは、さきの基本方針（修正素案）に基づき、閉園の具体的な事項を定めることとするものでございます。

次の11ページをお開きください。3、実施内容でございます。

第四幼稚園を閉園するということと、閉園に当たっては、行き場のない子供が生じないための方策を併せて実施するということでございます。

4、閉園実施日につきましては、令和8年、2026年3月31日としております。

5、第四幼稚園の園児募集についてでございます。

令和7年度の入園募集につきましては、募集の時期は令和6年11月とし、4歳児、5歳児ともに園児募集を行うこととしております。

ただし、4歳児は5歳児クラスに進級する際に転園が必要となるため、転園に伴う支援策を実施することと、特別な配慮を必要とする幼児に対しては、転園の際の負荷を考慮した支援策を講じる案としております。

6、閉園に伴い実施する支援策でございます。

(1)では、第四幼稚園の閉園に当たっては、行き場のない子供が生じないよう、主に5つの支援策をお示ししております。

①市内東側に保育所型認定こども園を設置する。

ただし、保育所型認定こども園が設置されるまでの間は、東京都が実施する多様な他者との関わりの機会の創出事業を活用して教育卒を確保することとしております。

②市内東側に特別な配慮を必要とする幼児の相談機能を創設。

③私立幼稚園における特別な配慮を必要とする幼児受入れ拡充のための支援。

④就園相談機能の強化。

⑤令和7年度に4歳児である幼児が通う園を確保するための移動支援等でございます。

11ページから12ページにかけて記載してございます(2)につきましては、今申し上げました5つの支援策と併せて、在り方検討委員会の報告書に記載されているこちらの項目につきましては、幼児教育・保育連携推進プロジェクトチームが中心となりまして、日野市らしい幼児教育の具現化を目指し、取組を進めていくこととしております。

最後に、7、計画の推進でございます。

本計画を円滑に進めるに当たりましては、幼稚園側との緊密な連携の下、在園児の保護者の方、地域の住民の方に丁寧な説明を行い、議会の協力を得ながら計画の推進を図ってまいります。

以上の内容で市立幼稚園閉園計画(修正素案)といたしたいと考えております。

説明は以上となります。よろしく御協議のほどお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

まず、協議事項第9号について御質問がございましたらお願いをいたします。真野委員。

[真野委員]

説明ありがとうございました。

私からは、第四幼稚園の保護者の皆様及び関係の皆様とは長期間にわたって対話を重ね、様々御意見をいただいていたかと思えます。対話の都度、私ども教育委員会に御報告はいただいておりますが、改めてどのような御意見があったのか、どのくらい対話を重ねてきたのかなどなど、状況をまとめて教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

学務課長。

[成澤学務課長]

学務課長でございます。第四幼稚園の保護者の皆様との対話につきましては、令和4年11月以降、今月の18日までの間に11回開催させていただいたところになります。

主な内容といたしましては、公立幼稚園に通う子供を増やす方策として、公立幼稚園の保育内容を充実するために3歳児保育の導入とか、あと、各公立幼稚園で実施している「ぶちっこ組」という入園前の2、3歳児が登録することによって、公立幼稚園に来て在園児と一緒に遊んだり、あと、幼稚園に関する情報をいろいろと収集できる日があるんですけども、そういった日数を拡充することなどの対応をさせていただきました。

また、公立幼稚園のよさを知ってもらうための情報発信といたしまして、ホームページの内容のリニューアルだったりとか、あとは幼稚園のリーフレットの活用方法など、保護

者の方から御意見をいただきながら、実現可能なものについては順次対応させていただいているところになります。

第四幼稚園の将来シナリオにつきましては、四幼と同じ場所で建て替えができないとか、同じ場所でないならば市の東側の別の場所で幼稚園機能を残せないかなどということについてもお話をさせていただいてきました。

幼稚園の建て替えにつきましては、幼稚園の設置基準というものがございまして、園児数に関わらず、現状の第四幼稚園と同規模の園舎とか園庭が必要なために、園児数が少ない状態だと建物の規模がどうしてもオーバースペックになってしまうので、建て替え以外の別の方策を考える必要があるということをお伝えさせていただいている状況でございます。

あと、また、第四幼稚園が閉園となる場合に行き場のない子供が生じないようにするための支援策についても御意見をいただいております、在り方検討委員会の報告書も踏まえまして、今回の閉園計画（修正素案）の策定に至っているところになります。

直近の状況といたしましては、今後の支援策について、市の東側の保育所の教育枠の確保について評価の声がある一方で、これに加えて四幼地域に幼稚園機能を設置すべきなどの御意見もいただいております。

支援策の内容とか進め方について保護者の方に御納得をいただけていない部分もあるということも考えております。

以上になります。

[真野委員]

ありがとうございます。

今、少し触れていただいた部分もありますが、対話を通して保護者の皆様からいただいた御意見、御要望に対して、既にその御意見を取り入れながら、例えば情報発信について進めていただいていることなどありましたら、具体的に教えていただければと思います。

[堀川教育長]

学務課長。

[成澤学務課長]

情報発信についての御質問です。

公立幼稚園のよさを知ってもらうための情報発信の強化や工夫につきましては、保護者の方から様々な御意見をいただきまして、対応可能なところから取り組ませていただいているところになります。

具体的な例を少し申し上げますと、公立幼稚園のホームページにつきましては、幼稚園3園で共通した周知の強化に向けまして、各園、ホームページの内容をリニューアルさせていただきました。

あと、未就園児の保護者の方向けにPRができるようにということで、先ほど申し上げました「ぷちっこ」とか、あと、幼稚園開放の日程など、内容を充実させていただきました。

幼稚園の園児募集につきましてなんですけれども、これまでは翌年度の園児募集要項の配布と、あと、受付が同じ日の１１月１日に始まりまして、公立幼稚園の受付期間は１週間で終わってしまうという仕組みでございました。

今年は、令和６年度入園募集の要項を私立幼稚園と同時期の１０月中旬に早めさせていただきまして、募集の周知期間を延長させていただいたところになります。

また、公立幼稚園のリーフレットとか、あと、幼稚園、保育園などの市内マップを作成させていただきまして、子育て情報誌の「知っ得ハンドブック」の中にマップを折り込みまして、乳幼児健診などで配布させていただきましたり、あと、保育課で作成している幼稚園一覧について、公立幼稚園の情報が少なかったものでしたので、こちらを充実させていただいて、公立幼稚園リーフレットなどと併せまして、市の関連部署に協力をお願いする形で、乳幼児をお連れの保護者の方が立ち寄るような施設を中心に配布をさせていただいたところになります。

以上になります。

[真野委員]

ありがとうございます。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんか。正留委員。

[正留委員]

質問させていただきます。

日野市立学校適正規模、適正配置等検討委員会の答申が出されたのは令和３年１１月です。その答申では、幼児人口の減少に触れており、今後の公立幼稚園の人数を危惧する内容でしたが、この２年半の間に状況はどのように変わってきているのかということと、また、要配慮児の受入れについても教えていただければと思います。

以上です。

[堀川教育長]

学務課長。

[成澤学務課長]

まず、未就学児人口についてになります。

当初から減少傾向が続いている状況でございます。令和５年４月時点でのゼロ歳児から５歳児までの人口の合計が８，１１２人となっておりまして、過去１０年間で最も人口が多かった平成２８年度の９，５４３人と比較しますと、１，４３１人、約１５％の減となっているところになります。

直近の２か年で申し上げますと、１月時点での比較となりますが、令和６年の未就学児人口は８，０１７人で、令和５年の８，２０５人と比較して１８８人の減となっている状況となっております。

続きまして、在園児数についてになります。

今申し上げましたとおり、未就学児人口が減少しているのに対しまして、令和５年度の幼稚園以外の保育園などの在籍者数は４，３５９人となっておりまして、保育園などにつ

いてはここ数年ほぼ横ばいとなっているところになっております。

これに対しまして、幼稚園については減少傾向が続いておりまして、私立幼稚園の在籍者数を申し上げますと、令和3年度が1,629人、令和4年度が1,500人、令和5年度は1,392人と減っている状況でございまして、未就学児数に占める割合を見ても、令和3年度は18.4パーセント、令和4年度が17.7%、令和5年度は17.1%と減少傾向となっております。

公立幼稚園につきましても同じような状況で、既に閉園となった第五幼稚園を含む4園体制であった平成30年度は4園の定員が390人だったんですけれども、これに対し在籍児数は253人、在籍率は64.9%となっております。

その後も減少が続いておりまして、回復に転じる年は一度もなく、令和5年度は3園の定員が260人に対しまして、在籍児数が58人、在籍率が22.3%となっております。

令和6年度については、まだ数字は固まっていないんですけれども、在籍児童数は、現時点では前年度比で約20%の減少となることを見込んでいるような状況になっております。

続きまして、要支援児率についてになります。

公立幼稚園では、特別な配慮を必要とするお子さんにつきましては、担任の教諭以外に特別支援教育支援員を配置して対応しております。

配慮を必要とするお子さんの人数自体はここ数年大きく変わってはいないんですけれども、在園児数全体が減少しているのので、割合としては高まっている状況になっております。

令和2年度末で閉園となった第五幼稚園を除く3園の合計となりますけれども、平成30年度では、園児数が191人に対して配慮を必要とするお子さんの数は24人、このときの割合としては12.6%でした。

令和5年度は、園児数62人に対しまして配慮を必要とするお子さんが17人、割合としては29%になっておりまして、割合は年々高まっている状況となっております。

令和6年度についてはさらに高い割合となることを見込んでいる状況です。

あと、私立幼稚園の配慮を要するお子さんの受入状況も御紹介させていただきたいんですけれども、令和4年度は、7園で33名の配慮を必要とするお子さんの受入れをさせていただきまして、令和5年度については、全ての園の10園で53名の受入れと、令和5年度は令和4年度と比べまして受入れの園の数や園児数などとともに大きく増加している状況でございます。

以上になります。

[正留委員]

ありがとうございました。

[堀川教育長]

よろしいですか。

[正留委員]

続けて質問があります。

[堀川教育長]

お願いします。

[正留委員]

答申のことでもう一つ。私立幼稚園との比較検討において、園児１人当たりにかかる公費負担につき格差、偏重が生じているということについて、公立幼稚園を運営していく上でどれぐらいの費用がかかるのか。

また、私立と公立で園児１人当たりどのぐらいの経費がかかるのかを教えてくださいと思います。

[堀川教育長]

学務課長。

[成澤学務課長]

公立幼稚園１園当たりの運営経費でございますけれども、令和４年度の幼稚園費決算ベースになります。

職員人件費とか運営経費、施設管理費などを含めまして、１園当たり約年間で５，３００万円という試算になっております。

あと、公立幼稚園と私立幼稚園との費用の比較についてでございますけれども、こちらでも令和４年度の決算ベースになります。

園児１人当たりにかかっている公費、すなわち市民の方のどれぐらいのコストがかかっているのかといったところの比較になります。公立幼稚園１人当たりの年間コストは約２１０万円となっております、私立幼稚園１人当たりの年間コストは約４０万円となっております。

公立は私立の約５．２倍の経費がかかっている状況でございます、令和３年決算ベースでは約４．３倍、令和２年度では３．３倍だったので、差が大きくなっているような状況はあるのかなといったところになります。

以上になります。

[正留委員]

ありがとうございました。

[堀川教育長]

よろしいですか。

ほかに御質問はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

先ほど、幼稚園の在籍児数の説明がありましたが、令和４年１０月の臨時会において、素案の修正案の骨子の議論をした際に集団性について話題に上がり、骨子に盛り込むことになったと記憶しています。集団性について、現状の公立幼稚園の状況などを詳しく教えてください。

[堀川教育長]

学務課長。

[成澤学務課長]

令和４年１０月の教育委員会の臨時会におきまして、幼児期の発達段階において集団性

や協同性などの芽生えを育む観点から、学級人数として最低限必要な人数は7人とするという考えをまとめさせていただいたところになります。

直近の状況をお伝えさせていただきますと、学級人数がこの7名を下回っているのが、現在、第二幼稚園の4歳児、6名、第四幼稚園の4歳児、同じく6名という状況になっております。

令和6年度の4歳児につきましても、現在の申込み状況から2園とも7人以下の園児数でスタートすることが見込まれております。

昨年開催しました日野市幼児教育・保育の在り方検討委員会の議論の中で、私立幼稚園からは、集団性を考えると20名弱ぐらいが最低欲しいというような御意見がありました。

また、公立幼稚園からは、園児数が1桁という中で果たして集団としての必要な資質・能力が培われていくのか正直難しいところもあるとの意見もありました。

今後、公立幼稚園の集団性が確保できるように、近隣の幼稚園や保育園、あと、児童館との連携が進められるように教育委員会と子ども部が連携して、バックアップしながら対応できればと考えているところになります。

以上になります。

[岩下委員]

ありがとうございました。

[堀川教育長]

よろしいですか。

[岩下委員]

はい。

[堀川教育長]

ほかに御質問ございませんか。高木委員。

[高木委員]

幼児教育・保育の在り方検討委員会については、開催状況について、その都度、内容の報告をいただいているわけなんですけれども、また、報告書が完成した際にもいただいております。

ここで、検討委員会のそもそもの位置づけについて確認したいというふうに思います。

あわせて、開催の経緯についても聞かせていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

[堀川教育長]

学務課長。

[成澤学務課長]

在り方検討委員会の概要と経過になります。

日野市立学校適正規模、適正配置等検討委員会から令和3年11月19日付で提出されました答申書の中に、今後の幼児教育や公立幼稚園の在り方については、より議論を深めるために、別途会議体などを構成の上、日野市らしい幼児教育や公立幼稚園の在り方の検討を推進されたいとの意見がされました。

これを踏まえまして、幼保小連携のさらなる推進と多様性に応じた学びの充実を目的といたしまして、日野市らしい幼児教育・保育の在り方を検討することを目的に、学識経験者や法律及び私立の幼稚園、保育園、公立小学校、また、公募により選出された幼稚園や保育園の保護者の代表の方の市民委員が委員となる在り方検討委員会を立ち上げたところになります。

この検討委員会では3つの所掌事項がございまして、1つ目が幼児教育・保育と小学校の円滑な接続に関すること、2つ目が、特別な配慮を要する子供、外国人などへの支援に関すること、3つ目が、公立幼稚園の在り方など、日野市らしい幼児教育・保育の実現に向けた方策に関することとなっております。

日野市らしい幼児教育の在り方については、令和5年2月から12月まで7回にわたる議論を重ねまして、昨年12月に在り方検討委員会から報告書が取りまとめられたところとなっております。

以上になります。

[高木委員]

ありがとうございました。

[堀川教育長]

ほかに御質問ございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

基本方針や閉園計画の修正素案、そして、在り方検討委員会の報告書などを見ても、行き場のない子供が生じないことを意識したプロセスを踏んできたことが読み取れます。

この「行き場のない」のそもそもの定義についてお聞かせください。

[堀川教育長]

学務課長。

[成澤学務課長]

在り方検討委員会では、公立幼稚園の在り方など、日野市らしい幼児教育・保育の実現に向けた方策に関することに関する議論の中で、公立幼稚園の再編によって市の東側から公立幼稚園がなくなるという距離的な問題、それから、幼稚園教育の質の部分、公立幼稚園は特別な配慮を必要とするお子さんの行き場の一つになっているという視点、これらについて市全体で維持していくためにどのような策が必要かという議論がなされてきました。

行き場のないという言葉を定義するのであれば、このような距離的な問題や幼稚園教育、配慮を必要とするお子さんの受皿という3つの視点について、何もサービスや支援が受けられない状況にあることを言うものだというふうに捉えております。

閉園計画の修正素案でお示した支援策もこの点に留意させていただきまして、複数の策をお示しすることで行き場がなくならないように配慮した内容とさせていただいているところになります。

以上になります。

[岩下委員]

ありがとうございました。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、続いて、協議事項第10号について御質問がございましたらお願いをいたします。正留委員。

[正留委員]

市内東側に保育所型認定こども園の設置とありますけれども、その開始時期であるとか、実施場所であるとか、実施規模などの具体的に分かる範囲を教えてくださいというふうに思います。

[堀川教育長]

学務課長。

[成澤学務課長]

保育所型認定こども園の設置場所については、申し訳ございません、現時点では明言ができない状況でございますが、市内の東側の保育園で、現在、調整をしております。

今後、計画案を正式決定する時点では明らかにしたいと考えているところになります。

まずは、各園で5名程度ずつ、4歳児と5歳児を受け入れられるように、東京都が実施します多様な他者との関わりの機会の創出事業を令和7年度から活用しまして教育枠を確保し、それと並行しまして、保育所型認定こども園の準備を進めて、準備が整い次第、設置をしていきたいというふうに考えているところになります。

以上になります。

[堀川教育長]

よろしいですか。

[正留委員]

はい。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

今ほど説明ありました認定こども園についてですが、認定こども園に行くとなった場合に、園児や保護者にとってどのような変化があるのか、教育委員会としてはどのように対応していくのかお聞かせください。

[堀川教育長]

学務課長。

[成澤学務課長]

認定こども園に行くこととなる場合の変化についてでございます。

現段階では決定はしていないんですけれども、保育園の現状から考えますと、まず、先生については公立幼稚園の教育を引き継ぐため、公立幼稚園の教諭、先生を配置します。送迎につきましては、公立幼稚園は車送迎が現時点では原則不可、できないことに対しまして、保育園は可能となります。

あと、昼食についてなんですけれども、現在、公立幼稚園はお弁当を持参していただい

ておりますけれども、給食となります。

費用につきましては、保育料は幼稚園と同様無償化されております。公立幼稚園のように、制服とか指定かばんの購入は不要になるのかなといったところになります。

ただ、給食に関する費用とか、あと、通園かばんなど、各自用意してもらうもの等はあると思われます。

1日の園での生活についてなんですけれども、送迎時間以外は、保育園卒のお子さんも幼稚園卒のお子さんもほぼ同じ生活となります。

第四幼稚園が令和7年度末に閉園することになりますと、令和7年度に四幼に入園した4歳児のお子さんが5歳時に進級する際に転園を余儀なくされることとなります。

先ほど御説明させていただきました、都が実施する多様な他者との関わりの機会の創出事業を令和7年度から実施することで、そちらを選択された場合は転園の影響を抑えることができるのかなと考えております。

しかしながら、5歳児に進級する際に転園となったとしても、1年だけでも四幼に通いたいと希望される方がいらっしゃる場合は、多少なりとも園が変わることでの影響は否めないところがございます。そういうところに対しましては、公立幼稚園の教諭を配置するなどの環境の変化への配慮を実施していきたいと考えております。

以上になります。

[岩下委員]

ありがとうございました。

[堀川教育長]

よろしいですか。

[岩下委員]

はい。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんか。正留委員。

[正留委員]

市内東側に特別な配慮を必要とする幼児の相談機能を創設というふうにあります、どんなものを想定しているのかというところを話してください。

[堀川教育長]

学務課長。

[成澤学務課長]

まんがんじ児童館の建て替えの計画に合わせまして、相談事業が実施できるスペースを、現在、設計しております。そのスペースを含む公共施設を活用しまして、特別な配慮を必要とする子供の相談を「エール」以外の場所でも受けられるように検討してまいります。

また、第四幼稚園の保護者の方との対話の中では、児童館というスペース自体が対象年齢が広いので、必ずしも乳幼児保護者にとって利用しやすい場所ではないという御意見もいただいておりますので、その利用のしやすさなども考慮して検討してまいりたいと考えております。

また、支援策の一つであります認定こども園の案とも関連しまして、認定こども園機能や「エール」のサテライト機能、そのほかにもニーズが高まっている医療的ケア児の受入機能など、様々な課題に対応できる複合施設ができないかとの御意見もいただいております。

現時点で新たな複合施設の計画はないんですけれども、市全体の公共施設の在り方を考えていく中で、施設の縮充を進めることによってそのような施設、新しい施設が新たに生まれる可能性はゼロではないと考えているところになります。

以上になります。

[正留委員]

ありがとうございます。

[堀川教育長]

よろしいですか。

[正留委員]

はい。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

基本方針のほうの質問の際に、要配慮児の件について触れた部分がありました。市立幼稚園における要配慮児受入拡充のための支援ということで、内容はこういったものになるのか、また、市立幼稚園における特別な配慮を必要とする子の受入状況を把握しているのか、再度お聞かせいただきたいと思います。

[堀川教育長]

学務課長。

[成澤学務課長]

まず、私立幼稚園における配慮を要するお子さんの受入状況についてお話しさせていただきます。

先ほどと少し重複しますが、令和4年度は33名、令和5年度は53名と受入人数が増加している状況となっております。

ただ、増加はしているものの、私立幼稚園の配慮を要するお子さんの受入れを望む声というのがございますので、そういった声を踏まえまして、令和6年度から私立幼稚園への補助の拡充を図ってまいります。

特別な配慮を要するお子さんを受け入れた場合、東京都から補助を受けることができるんですけれども、年度途中の入園児は補助対象外となっております。

令和6年度からは、年度途中に入園するお子さんについては月額単位で市が単独で追加補助をすることとなっております。

また、在り方検討委員会の議論の中でも議論として出たんですけれども、幼稚園と保育園の補助の差額分が、今、どうしても発生していることがございまして、そちらにつきましては引き続き必要な支援を検討するとともに、国や都に対して支援を要望してまいりま

す。

以上になります。

[岩下委員]

ありがとうございました。

[堀川教育長]

よろしいですか。

[岩下委員]

はい。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんか。真野委員。

[真野委員]

私からも質問させてください。

追加の議案書の11ページの、6項めの閉園に伴い実施する支援策、この(1)の④のところなんです。就園相談機能(コンシェルジュ機能)のところを読んでいるわけですが、この強化についてもう少し詳しく御説明をお願いします。

[堀川教育長]

学務課長。

[成澤学務課長]

相談機能の強化の御質問になります。

強化といたしましては、例えば配慮が必要なお子さんが入園先に悩んでいる場合に、園に対して児童の情報提供をするなど、保護者の方と園をつなぐ仲介役のような役割とか、あとは、特別な配慮を必要とするお子さんの入園先などに悩まれている方への窓口を充実してまいります。

令和6年度からは、幼稚園長経験者の幼児教育・保育アドバイザーを新たに学務課に1名配置しまして、私立も含めた幼稚園入園に関する相談や園との橋渡し役となってまいります。

また、保育園につきましては、以前から保育課に保育コンシェルジュを配置しておりまして、今後は幼児教育・保育アドバイザーとも協力しながら、学務課や「エール」との連携によって幼稚園や保育園ともに入園の悩みについて適切な窓口を案内できるよう、オール日野市として対応していきたいと考えております。

以上になります。

[真野委員]

ありがとうございます。

続けてもう一つお願いしたいんですが、その下の⑤の令和7年度に4歳児である幼児が通う園を確保するための移動支援等とあります。こちらの内容も紹介いただきたいんですが、また、などとありますので、移動支援以外にも考えていることがあれば説明をお願いいたします。

[堀川教育長]

学務課長。

[成澤学務課長]

移動支援等に関する御質問になります。

令和7年度に4歳児であるお子さん、すなわち、現時点での2歳児のお子さんが通う園を確保するための支援策となります。

閉園時に転園することの影響を考慮しまして、令和7年度に1年間前倒しで実施する支援策のお話をさせていただきます。

令和7年度に二幼または七幼へ2年間の通園を希望するという方につきましては、これまでの公立幼稚園は自家用車の送迎は原則できないということになっておりましたが、自家用車で送迎を可能とさせていただきます、それにかかるガソリン代の支給をさせていただきたいと考えております。

また、自家用車が御利用できない方についてはタクシー送迎などを検討させていただきます。

また、令和7年度に1年だけでも四幼に通いたいと希望された方につきましても、転園となる令和8年度については同様の移動支援を行わせていただきます。

このような移動支援と併せまして、さきに御説明しました4つの支援策、認定こども園の設置、あと、市内の東側に幼児相談機能を創設、私立幼稚園の配慮を要する幼児受入れの拡充の支援、あと、就園相談の機能強化も併せまして複数のメニューを御用意することで、令和7年度に入園を考えられている4歳児の御家庭の状況に合った支援策を御用意したいと考えているところになります。

以上になります。

[真野委員]

ありがとうございます。

[堀川教育長]

よろしいでしょうか。

ほかに御質問はございませんか。高木委員。

[高木委員]

議案書12ページ、閉園計画ですね、この修正素案の取扱いについて、今後の手続等について説明をお願いしたいと思います。

[堀川教育長]

学務課長。

[成澤学務課長]

こちらの修正素案につきましては、令和4年8月に作成された素案が様々なプロセスを得て修正された段階のものでございます。

今後、第四幼稚園の保護者の方の説明会とか、あと、住民の方への説明会、パブリックコメントなどを経て御意見をいただきまして、その内容を踏まえた基本方針及び閉園計画を策定し、教育委員会に議案として諮ることになります。

基本方針や閉園計画が教育委員会で決定された場合には、その後、市議会に日野市立学

校設置条例の一部改定として上程することになります。

以上になります。

[堀川教育長]

よろしいでしょうか。

[高木委員]

ありがとうございました。

[堀川教育長]

ほかに御質問ございませんか。よろしいでしょうか。

なければ、協議事項第9号及び協議事項第10号について御意見を伺います。高木委員。

[高木委員]

ただいま提示いただきました日野市立学校適正規模・適正配置等の基本方針(修正素案)及び市立幼稚園閉園計画(修正素案)について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

令和4年10月の臨時会で、日野市立学校適正規模・適正配置等の基本方針素案及び市立幼稚園閉園計画素案の修正案の骨子についてを決定して以降、関係保護者との対話や日野市幼児教育・保育の在り方検討委員会での論議等を進め、併せていただいた意見、要望に基づき状況の改善策を進めてきました。

しかしながら、直近の公立幼稚園の入園状況や学級人数等の深刻さはさらに増しており、公立幼稚園の縮減は必要であり、園舎の老朽化等の観点から、第四幼稚園の閉園は妥当と判断しています。

今回の市立幼稚園閉園計画(修正素案)では、行き場のない子を生じさせないために、先ほどの質疑応答で具体的な説明もありましたが、市内東側に保育所型認定こども園を設置することや令和7年度に4歳児である幼児が通う園を確保するための移動支援を設けることなど、日野市幼児教育・保育の在り方検討委員会の報告書で提起された方策の内容も含めまして関係者で熟議を重ね、踏み込んだ数々の支援策が示されていると感じており、私自身、それらの施策について高く評価をしているところです。

その上で、今後も市民の皆さんと広く対話を重ねていただき、出された意見、要望等についても引き続き丁寧に対応しながら閉園計画を進めていただきたいと考えています。

以上、よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野委員]

私からも意見を述べたいと思います。

第四幼稚園の閉園時期につきましては、令和4年8月の教育委員会定例会で出されました素案では、令和7年の3月31日としておりましたが、その後、保護者の皆様、市民の皆様からの御意見、御要望を伺って、令和4年10月29日の教育委員会の臨時会にて素案を修正し、閉園時期を1年延長し、令和8年3月31日とした修正案の骨子を策定しております。

今回の修正素案では、その時期につきましては踏襲をして、令和8年3月31日閉園としているわけです。

令和4年の、先ほど言いました10月29日の教育委員会臨時会では、修正案の骨子を軸に、検討を進めていくに当たって大切にしなければならないことについて4点確認をしております。この場で一つずつ確認をしていきたいと思います。

まず、1点目ですが、保護者の皆様、地域の皆様と対話をしながら丁寧に進めていくということです。

この点について、先ほど私からも質問をさせていただきましたけれども、令和4年11月からこれまで11回の対話を重ねてきている、また、伺った御意見や御要望を真摯に受け止め、対応できることから始めてきている点は、私は評価したいというふうに思います。

次に、2点目ですが、行き場のない子供が生まれないように最大限の対応を行うということです。

この点について、第四幼稚園の閉園計画がある意味では契機となって、日野市全体の幼児教育・保育の在り方検討委員会を発足し、有識者、また、市民の皆様の御意見もいただきながら議論を進めることができました。

その報告書の中に記載もされております、障害のある、幼児も含めた行き場のない子供が生じないための方策として、1つは、保育所型認定こども園の市内東側への設置検討、また、2つ目として、私立幼稚園における受入拡充に向けた支援の検討、そして、3つ目としては、児童館等を利用した特別支援に関する相談機能の充実の検討などが挙げられております。

その報告内容を受け、今回の修正素案ではその内容を実施するということをうたっている点は大きなポイントであり、保護者の皆様が子供さんの行き場を考える上で選択肢も広がるものではないかと、そう考えております。

次に、3点目ですが、公立幼稚園の果たしている価値や役割を広く発信をして、理解を得るための努力を続けていくということです。

この点も先ほど質問させていただきましたが、保護者の皆様からの、これも皆様からの意見から始まっております。公立幼稚園のよさを知ってもらうための広報、発信の強化、工夫について、対応可能なところから既に取り組んでいることが先ほどの回答からも確認ができたところです。

そして、4点目ですが、かけがえのない第四幼稚園閉園後、地域の教育環境のために何かできることがないかについて検討をするということです。

この点について、市内東側に特別な配慮を必要とする児童の相談機能の創設など、地域の格差を設けないための私は一つの施策と受け止めております。

今後も引き続き検討してもらえることを期待してまいりたいと思います。

以上4点の内容を踏まえまして、私は日野市学校適正規模・適正配置等の基本方針（修正素案）、また、市立幼稚園閉園計画（修正素案）に賛成をさせていただきたいと思います。

私からは以上です。

〔堀川教育長〕

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留委員]

日野市立学校適正規模・適正配置等の基本方針（修正素案）について、それと、市立幼稚園閉園計画（修正素案）について意見を述べさせていただきます。

令和4年8月15日に示された日野市立学校適正規模・適正配置等の基本方針素案には様々な意見が寄せられ、10月29日に教育委員会臨時会にて素案の修正が行われました。

第四幼稚園の閉園時期を令和8年3月31日に延長しましたが、そこに向けて保護者の方との対話や議論をしっかりと行うことと、幼児教育・保育の在り方検討委員会を発足することになりました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、在り方検討委員会は様々な角度から課題を整理して、課題に対し改善策や新たな取組について検討していただきました。報告書も丁寧なものとなっています。

大きく分類すると、幼児教育、保育園と小学校教育との円滑な接続について、特別な配慮を要する子供、外国人等への支援に関すること、公立幼稚園の在り方の今後の在り方などですが、その中でさらに細かく分け、視点を当て、取り上げ、議論を深め、方策を示してあります。

検討結果の報告書では、幼保の連携についてと、幼保と小学校との接続、連携教育の推進の必要性、また、特別支援教育に関わっては、支援の在り方や相談機能についてなど、今後の幼児教育につながる大切な検討もたくさんあり、方策も具体的で、今後の日野市の幼児教育に方向性を示すものともなっています。

第四幼稚園保護者の方々には11回の会議も持っていただきました。公立幼稚園に通う子供を増やす方策について、3歳児保育の導入のアイデアや情報発信、ホームページのことやリーフレットの活用方法などの意見をいただきました。情報発信や入園募集については既に取り組につながっています。建て替えの意見もあったようです。設置基準を考えると厳しいものがあります。苦しい思いや様々な思いもあったと思いますが、子供たちのことを大切に話を進めていただき感謝しております。

公立幼稚園の適正配置については、幼児減少に伴う入園者のニーズ減の予測や私立との公費負担の格差、偏重、校舎老朽化の進行に伴う安全などへの対応は避けられないものであり、この状況から公立幼稚園の縮減の方向性は妥当と考えます。

第四幼稚園の閉園等の時期についても素案が妥当な方向性であると考えます。

在り方検討委員会から、障害のある児童も含めた行き場のない子供が生じないための方策として、保育所型認定こども園の設置、サテライト的な場所を活用し相談体制の構築と充実について、特別な支援を要する子への支援の拡充、各園との意見交換、ホームページや案内充実など、公立幼稚園の再編により行き場のない子供が生じないよう、公立幼稚園園児への移動支援などの方策が示されています。

また、先ほどの質問から、相談機能の在り方や体制について、まんがんじ児童館の建て替え計画に相談事業の可能なスペースを確保、設計されていること、それから、認定こども園の機能や課題に様々な対応すべく複合施設への希望には、将来的に施設の縮充を進め

ることにより新たに生まれる可能性はゼロではないという話がありました。ここについては大いに期待したいところです。

令和8年3月31日に第四幼稚園を閉園することは妥当な方針ではありますが、今後とも、保護者や市民に丁寧な話、説明を行っていくことは必須であります。よろしくお願いします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

日野市立学校適正規模・適正配置等の基本方針（修正素案）及び市立幼稚園閉園計画（修正素案）について、賛成の立場で意見を申し上げます。

令和3年11月の適配委員会答申から2年あまり経過し、基本方針（修正案）、そして、答申にあった幼児教育・保育の在り方検討委員会の立ち上げ、並行して保護者及び地域の皆様への丁寧な説明を重ね、今回の基本方針（修正素案）、閉園計画（修正素案）に至っております。

園舎老朽化による公立幼稚園の縮減についてはやむを得ないと考えます。

また、園児にとっても、集団での経験や学び、協同性、共感性の育みには一定の人数規模が必要であることは答申のとおりでございます。

ただ一方で、保護者との対話の中から様々な現状の改善や新たな方策を見いだしたことも事実であり、第四幼稚園の在園児のみではなく、これから入園を考える園児及び保護者にとって相談窓口の充実や私立幼稚園での配慮を必要とする幼児受入れの現状確認や補助金の手当てなどは、今と未来の子供たちへの拡充であると考えます。

今回の修正素案では、行き場のない子供が生じないよう、着手可能な施策については既に実行しており、園児及び保護者の方に複数の選択肢をお示しできている点を高く評価いたします。

引き続き、保護者の皆様、地域の皆様と対話を重ね、計画の推進を図っていただきたいと思います。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見ございませんか。

それでは、私からも意見を申し上げたいというふうに思います。

これまでの経緯ですけれども、令和4年8月に基本方針、閉園計画の素案、これを一度この場で議論をさせていただいて、公表させていただきました。

そして、それから1年7か月を経て、改めてこの素案について協議を本日させていただいているところであります。

この間、素案の修正案の骨子を公表し、そして、保護者の皆様との対話を開始し、日野市の幼児教育・保育の在り方検討委員会を開始し、報告書を取りまとめていただきました。

その上で、閉園方針を教育委員会として決定するに当たっては、行き場のない子供が生

まれないための具体策とセットで検討していくということ、このことを保護者の皆様と、また、議会での答弁を通じて約束をさせていただいてきたところであります。

本日、事務局から説明のあった素案にあります具体策について、これを見る視点については、行き場のない子供が生じないと言えるのかどうかという視点、そして、公平性、公正性の視点があるというふうに思います。

こうした視点も踏まえ、本日御議論をいただき、教育委員の皆様として、素案については妥当である、賛成するという御意見をいただいたものというふうに思います。

その上で、とりわけ大切なことは、これからの進路をどうしていくかということについて、不安に思われているお子さんや保護者の方々に対して可能な限り丁寧にサポートをしていく必要があるというふうに考えます。

また、本日御議論をいただいたのは素案でありますので、今後の手続の中で引き続きしっかりと様々な意見を伺いながら、丁寧に検討を続けていきたいというふうに思います。

以上です。

ほかに御意見はございませんか。

なければ、協議事項第9号及び協議事項第10号を終了いたします。

ここで、議事の都合上、休憩を取ります。後ろの時計で3時半から再開をいたします。

休憩 15時16分

再開 15時30分

[堀川教育長]

それでは、再開をいたします。

議案第33号 第4次日野市学校教育基本構想の策定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第33号 第4次日野市学校教育基本構想の策定について

[坪田教育指導課主幹]

それでは、議案第33号、第4次日野市学校教育基本構想の策定について御説明申し上げます。

議案書1ページ目をお開きください。提案理由でございます。令和6年4月から5年間の計画期間とする第4次日野市学校教育基本構想を策定するものでございます。

次のページを御覧ください。補足説明資料でございます。1、概要及び議案第33号提案理由でございます。第3次日野市学校教育基本構想は、令和元年度から令和5年度が計画期間であり、令和6年度からは次期第4次日野市学校教育基本構想の策定及び制定が取り組むべき事項として挙げられるところです。また、令和5年度第2回教育委員会定例会協議事項第1号「第4次日野市学校教育基本構想の策定について」においては、協議事項として掲げながら、基本構想の策定の進め方については御承認をいただいているところでございます。

これらを受け、第4次日野市学校教育基本構想検討委員会を立ち上げながら、第4次日

野市学校教育基本構想を令和5年5月から策定に向け進めてまいりました。

第4次日野市学校教育基本構想検討委員会において、構想の案がまとまりましたので、第4次日野市学校教育基本構想案を議案として御提出し、本構想案を令和6年4月から、4次日野市学校教育基本構想として制定してよろしいか御審議いただくものでございます。

2番目、第4次日野市学校教育基本構想期間でございます。令和6年4月から令和11年3月末まで予定しております。

続いて3番目でございます。策定までの経過を取りまとめております。(1)番でございます。第4次日野市学校教育基本構想検討委員会は下記のとおり、年4回にわたり開催いたしました。続いて(2)番でございます。策定に当たって、関係者から主な意見収集した先でございます。1)番、既存の委員会、研修会、並びにワークショップ形式による関係者意見収集を実施いたしました。2)番、総合教育会議による意見収集でございます。3)番、パブリックコメントの実施によって意見を収集いたしました。1つ目のポツでございます、パブリックコメントの実施に関しては、令和5年12月11日から令和6年1月10日まで実施いたしました。また、これによって12件の御意見が寄せられ、第4回第4次日野市学校教育基本構想検討委員会において、別紙のとおり回答することに決定いたしましたので、これを日野市ホームページにただいま掲げております。

続いて、最後の4番目でございます。第4次日野市学校教育基本構想の公表についてでございます。(1)番、公表時期等。最初のポツです。令和6年4月の公表を予定しております。続いて、構想の公表に当たっては、広報ひの、日野市ホームページなどで公表を予定しております。(2)番、その他でございます。情報発信の一つであるパンフレットの扱いについてです。パンフレットは、年齢層などに応じながら、数種類のものを作り、伝わりやすい内容にしていきたいと思います。そして、異動や転入などで新しくパンフレットに触れる方々に配慮し、説明動画等も用意して、分かりやすく伝えてまいりたいと考えております。

説明は以上になります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ御意見を伺います。高木委員。

[高木委員]

提示いただきました、第4次日野市学校教育基本構想に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

先ほど、策定までの経過でも説明いただきましたが、大変多くの皆さんとの意見交換や検討委員会での熱心な論議を経て、第4次日野市学校教育基本構想案を策定いただきました。最終的にはデザイン等を画家の蟹江杏さんに担当いただいたことにより、基本構想の基本理念、子供と大人の10+の姿、3つの基本方針、8+のプロジェクトなどの関係や構成が大変分かりやすく、すばらしい基本構想ができたことと率直に感じています。関係者の御尽力に改めて感謝し、御礼を述べさせていただきます。

令和6年度からの本基本構想の推進に当たっては、推進方策にて、学校、家庭・地域、

行政の3つのグループで推進していくことが示されていますが、ここでの進捗状況の管理が大きなポイントと考えます。特に学校間での取組の状況に大きな差異が生じないように、学校全体的な進捗管理、マネジメントが大切と考えます。この後の議案で、第4次日野市学校教育基本構想の推進のための研修、交流の充実事業も提起されるようですが、プロジェクトごとに各学校の担当者が取組の状況や課題問題認識を交流する場を設けたりしながら、進捗の高位平準化及びそこが分かるための仕組みや施策について、工夫をしながら進めていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野委員]

私からも、御提示いただいたこの基本構想の策定、これまでも御報告をいただいたり、私も作成の途中でもいろいろ内容を拝見したりしておりまして、賛成の立場からの意見を述べさせていただきたいと思います。

先月行われました、第4回第4次日野市学校教育基本構想検討委員会を傍聴させていただきました。参加された委員の皆さんから異口同音に、この委員会に参加できたことへの感謝の思いとか、基本構想策定に関われたことに対する誇りなどの思いがあふれておりました。

また、この構想を広く市民の皆さんや保護者の皆さんにも伝えていきたい、日野で子供を育ててよかったとの思いを共有したいなどの声も聞かれました。第4次から新たに加えられた、「今」という言葉に込められたその思い、また、言葉では表し切れないことをアートの力で表現しているなど、大きな気づきをいただく、熱量にあふれた委員会でありました。

改めて、検討委員会に御参加いただいた皆様、関係された皆様に心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、この基本構想はこれで完成となりますが、これからが本番であります。この後の議案、令和6年度の主要な取組の策定についてでも審議されますけれども、行政プロジェクトは確実に予算化を含めて実現に向けて進んでおります。また、プロジェクトの検討を既に始めている学校もあると聞いております。すごいことだなと感じております。この構想の思いが1人でも多くの教職員、地域の皆様、保護者の皆様、関連する大学、企業の皆様に広く伝わり、その中から自分は何をしたらいいのか、自分には何ができるのかを考えるきっかけを広げていくことに期待しております。

私からは以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留委員]

第4次日野市学校教育基本構想の策定に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。本基本構想策定については、本市が目指してきた共生社会の実現に向け、第3次日野市

学校教育基本構想を踏まえ、1万4,000余の声を集め、ワークショップを実施し、それを土台として引き継ぐべき理念を捉え、具体的に取組むことができるように策定されていると思います。検討委員会の熱心な討議に感謝申し上げます。

本構想は3つの基本方針を中心に、子供と大人の10+の姿、8+のプロジェクトの示し方が分かりやすく提示されていると思います。今回は特に当事者としての視点が示されています。それぞれが当事者として進んでいこうということを確認しようということでもあると思います。その上にプロジェクトがあると思います。学校現場では、子供たちに身につけてほしいものは何かをきちんと持ち、展開することを大切にして、特に当事者として様々なプロジェクトにチャレンジしていったほしいと思います。

リーフレットデザインは、自然、生き物、全ての命がつながる、優しさあふれる蟹江さんの絵が、子供たちにも大人にも第4次の思いを伝えるエッセンスとなって、心に響くものとなっていると思います。ありがとうございました。本構想が、日野市全体で共有され、子供たちの未来をつくっていけるようにしたいものだと思います。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

提示いただきました、第4次日野市学校教育基本構想について、賛成の立場で意見を申し述べます。

これまで、第4次日野市学校教育基本構想の検討委員会での検討内容を御報告いただき、また傍聴もした上で、大変熱意を持って対話を重ねてこられた皆様に心から感謝申し上げます。

第3次日野市学校教育基本構想の理念を継承し、数多くの関係者、当事者の声を集め、3つの基本方針、子供と大人の10+の姿、8+のプロジェクトとして具体的に示されており、その具体は自らの近い未来を自然に考えられるような表現にまとめられています。子供、大人、おのおのが自分の将来を考えるきっかけになるものだと思います。詳しく知りたい方向けのQRコードもあり、多くの人に関心を持っていただき、学校や子供たちをサポートしていただけるよう広く周知していただきたいと思います。蟹江さんによるパンフレットとリーフレットデザインについても、命を感じる世界感で、躍動感にあふれ、とても素敵に仕上がっていると思います。

理念を実行に移す大変よい構想だと思います。実行するのは一人一人、自分たちという意識で私も臨んでいきたいと思っています。

以上です。

[堀川教育長]

他に御意見はございませんか。

それでは、私からも一言御意見を申し上げます。

まず、策定委員の皆様をはじめ、子供たち、教職員、保護者、地域の方々、策定に関わっていただいた全ての方に感謝を申し上げます。

この構想は5年後の学校の姿についての子供たちの思いや願い、そして、教職員の思いや願いを聞く所から始まりました。7月には策定委員会の中で、どんな構想にしていきたいかという検討の方向性について、望む姿、そして、望まない姿についての御議論をいただきました。

主なポイントとして3つあったかと思います。まず、第3次学校教育基本構想の理念を基本的に継承しつつも、策定委員会が策定する、そして行政が策定するという構想ではなくて、みんなの声で策定をする構想にしていきたいということであります。このことは10+の姿、そして、教育理念に、子供たちの声から「今」を足したところにもつながっていると思います。

2点目が、学校がやらされる、疲れる構想ではなくて、元気になる構想にしていきたい、そして、関係者それぞれの役割が明確化されている構想にしていきたいということであります。これについては、全員が当事者として8+のプロジェクトを進めていくということにつながっているかなと思います。

3点目が、具体の仕掛け、そして展開が見える構想、この抽象的な理念に伴うものではなくて、具体の仕掛け、展開が見える構想にしていきたいということであります。このことについては、あくまで第4次学校教育基本構想の本体はA3の1枚でありますけれども、別に推進方策があり、また子供向け、保護者地域向けのリーフレットが、また、学校経営方針や教育委員会の各年度の重点方策と一体で4次構想を構成するところにもつながっているかなと思います。すなわち、第4次学校教育基本構想はここで出来上がり、決まったことをやっていくということではなくて、毎年、各学校と教育委員会と、そして、保護者や地域も含めて、その一部と一緒につくっていく構想になっているのかなと思います。

既に各学校でプロジェクトを位置づけ、4月を待たずに1月からプロジェクトを始めてくださっている学校もあります。市は何をするのかということについては、次の議案にもなりますけれども、行政としてもプロジェクトとして様々な取組を準備しておるところでございます。

いよいよ4月から第4次学校教育基本構想の期間が始まります。それぞれの学校で10+の姿という花を咲かせ、全ての命が喜びあふれる今と未来をつくっていけるようにみんなで取組を進めていきたいと思います。

以上です。

ほかに御意見はございませんか。

なければ御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。第4次日野市学校教育基本構想の策定についてを原案のとおり決することと御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号 令和6年度(2024年度)の主要な取り組みの策定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。庶務課長。

○議案第34号 令和6年度（2024年度）の主要な取り組みの策定について

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書13ページを御覧ください。議案第34号、令和6年度（2024年度）の主要な取組の策定について御説明いたします。

提案理由でございます。令和6年度（2024年度）の主要な取組を策定するものです。令和6年度の主要な取組は、第4次学校教育基本構想の推進と生涯学習推進基本構想・基本計画の推進に区分して策定しております。

次ページ、14ページから20ページは、第4次学校教育基本構想の推進に関する取組でございます。13の事業を重点事業としております。

項番1、特色ある学校づくり推進事業、項番2、第4次学校教育基本構想推進事業、項番3、学校法律相談事業、項番6、幼児教育・保育連携推進事業、項番7、豊田小学校大規模改造事業、項番12、新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進事業、項番14、探求学習アドバイザー・図書館司書配置事業、項番15、わかば教室運営事業、項番17、個の状況に合わせた不登校支援事業、項番20、医療的ケア児対応事業、項番21、多様な学びの場構築広域連携事業、項番25、特別支援教室支援システム改修、項番28、地域クラブ活動体制整備事業、以上13の事業を中心に、令和6年度に取り組む主要な施策事業として28項目を挙げております。

続きまして、21ページ、22ページは、生涯学習推進基本構想・基本計画の推進に関する取組がございます。5つの事業を重点事業としております。

項番29、小・中学校施設・体育施設開放事業、項番30、新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進事業、こちらは項番12の再掲でございます。項番31、公立図書館及び学校図書館DX化事業、項番32、多様な学びの場構築広域連携事業、こちらは項番21の再掲でございます。項番33、第2次日野市公民館基本構想・基本計画の推進事業、以上、5つの重点事業を中心に令和6年度に取り組む主要な施策事業として7項目を挙げております。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたらお願いをいたします。真野委員。

[真野委員]

私から1つ質問なのですが、今説明いただいた資料の後に、23ページでしょうか、第4次日野市学校教育基本構想に基づく令和6年度重点施策の資料を作成していただいているわけですが、この資料の位置づけについても少し説明をお願いいたします。

[堀川教育長]

庶務課長。

[釜堀庶務課長]

議案 1 4 ページから 2 2 ページにあります、主要な取組に掲載されている各事業を第 4 次学校教育基本構想における行政が取り組む 4 つのプロジェクトにひもづけたものが議案書 2 3 ページの、4 次構想に基づく令和 6 年度重点施策の資料となっております。

主要な取組につきましては、どちらかという行政内部の資料であるのに対しまして、重点施策の資料はホームページなどで公表し、広く周知することを目的として作成しているものでございます。4 次構想に基づいて行政は何をやるのかをできるだけ分かりやすく示すために作成したものでございます。

重点施策のうち、下線が引かれている項目につきましては、主要な取組における重点事業となっております。これらの中から抽出した事業について、教育委員会評価の対象として、外部委員に点検評価をしていただくことにより、4 次構想の進捗について、評価、改善をしていきたいと考えております。

以上でございます。

[真野委員]

ありがとうございます。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんか。

なければ御意見を伺います。高木委員。

[高木委員]

提示いただきました令和 6 年度の主要な取組の策定に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

令和 6 年度は、説明もございましたけれども、学校教育部門及び生涯学習部門より主要な取組として合わせて 3 5 項目の事業が提起されています。基本的に各事業については、学校業務としては第 4 次日野市学校教育基本構想の推進、生涯学習部門については生涯学習推進基本構想基本計画の推進に向けて、いずれも意欲的で妥当な事業と判断しております。

特に学校教育部門では、第 4 次日野市学校教育基本構想で示されたプロジェクト活動について、行政が取り組む 4 つのプロジェクトとして、重点施策が整理されています。重点施策全体として新規事業が多く、第 4 次日野市学校教育基本構想の初年度としての意気込みを感じています。また、日野市の財政状況が厳しい中であっても、教育行政に理解と多大な支援をいただいていることに大きな責任も感じているところです。

今後に向けまして、生涯学習部門の事業も含めまして、関係者で認識を合わせながら事業活動の成果を着実に積み重ねて期待に応えていくことが大切と強く感じています。

以上、よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野委員]

私からは令和 6 年度の主要な取組の策定について、賛成の立場から意見を述べたいと思

います。

先ほど質問もさせていただきましたが、令和6年度の主要な取組について、第4次日野市学校教育基本構想の中で、行政が取り組む4つのプロジェクトに当てはめて分類されている資料、いずれのプロジェクトも連携する学校、家庭、地域、大学、企業の皆様にもとても分かりやすいものであって、行政が支援していく方向も理解してもらえる一助になるのではないかなと思います。

そういう意味ではこの資料を基に、連携する学校、家庭、地域、大学、企業に進めていただくプロジェクトを考える上で、大きな道しるべになるのではないかと考えております。この資料が広く関係の皆様が届くよう、また、広く活用していただけるよう期待しております。

私からは以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留委員]

令和6年度の主要な取組の策定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。本年度よりスタートする第4次に関わる大切な取組が多くあります。それについて、幾つか意見を述べさせていただきます。

いま一度、このリーフレットについては大変分かりやすく、真野委員もおっしゃっていましたが、まとまっていると私も思います。行政が取り組む4つのプロジェクトはそれぞれが重要な取組を創出したり、実施をしたり、深めたりする大切な役割があります。新規の取組が多くあります。いずれもが他に前例がなく、手探りも多いと思いますが、目指す「すべてのいのちがよろこびあふれる今と未来をつくっていく力」の育成のためには、やりがいのあるものばかりだと思います。そのためには、第4次学校教育基本構想の理念と教育基本方針をそれぞれが理解し、イメージを持ち、主体性のある行動につなげていけるよう周知し、実践を広げていくことが極めて大事です。

幾つかのプロジェクトについて触れたいと思います。

学校を支えるプロジェクトでは、各校が取り組むプロジェクトへの支援では、学校の当事者意識や主体性を大切にし、特色ある取組を実施できる仕組みを支え、学校経営を確実に具体とされることであると思います。また、スクールロイヤー配置はこれからはなくてはならないものだと思います。

多様な学びと学び方プロジェクトについて、探求的な学びの推進では、探求学習アドバイザーの配置がありますが、子供たちが未来につながる新しい学び方を追求することにつながると思います。また、多様な学びとインクルージョンの推進では、大きな課題である不登校問題は、教育支援コーディネーターの配置や不登校対応校内分教室の開設など、新設の取組に大いに期待するところです。今までの個々の状況を的確に捉えた支援や指導が適切に行われることが要であり、日野市のよき取組を大切にしつつ進めていくことが肝要だと思います。

また、豊かな生涯学習環境の実現についても、様々な学びの場の構築も学びを広げるも

のにつながっていると思います。図書館及び学校図書館のDX化は教育DX化プロジェクトにも関連し、期待するものです。

以上、よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

令和6年度の主要な取組の策定について、賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。

財政が厳しい中であって、新規の取組が多く、第4次学校教育基本構想のスタートの令和6年度における行政の姿として、これらの事業を着実に推進していくことが教育の現場を支えていくものと思います。

これまでの施策の拡充事業に加え、医療的ケア児対応やスクールロイヤー配置事業など、社会情勢から求められている事業も網羅しており、特にチャレンジクラスの創設は、これまで培ってきたノウハウと実績があつてこそ立ち上げられる事業だと思います。

今後とも、児童生徒や学校、保護者、関係者の皆さんと共に対話を重ねながら、未来をつくる子供たちの育ちを支えていく施策を一つ一つ丁寧に実行し、都度チェック、修正しながら、次につながるよう推進していただきたいと思います。

また、リーフレット版は大変分かりやすく、広く関係者の皆様に周知し、御理解と御協力を得て、それぞれの着実な前進につながるよう期待しております。

また、多摩市との広域連携事業、多様な学びの場構築設計事業における他世代交流など、生涯学習においても豊かな関わりから生まれる学びが広がるよう期待しています。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

それでは、私からも一言御意見を申し上げます。

学校教育、そして生涯学習、それぞれについての令和6年度の主要な取組について御議論をいただきました。令和5年度については大きな動きとして、第4次学校教育基本構想の策定がございました。この策定過程においても、行政は何をするのかという声が上がってきたところでございます。

第4次学校教育基本構想については、学校が取り組んでいくものではなくて、行政はもちろん、家庭、地域、大学、企業、みんなが当事者として、プロジェクトを進めていくことになっております。この点、令和6年度には行政が取り組む4つのプロジェクトとして、また、生涯学習も含め、大変多くの新規拡充施策を実施予定となっておりますところであります。

事務局をはじめ、関係者の尽力に敬意を表するとともに、市長をはじめとする市長部局の教育への御理解、御配慮についてもこの場を借りて感謝を申し上げる次第であります。また、併せて、これらの取組をしっかりと形にしていける事務局としての責任も感じておるところです。

4月からスタートをします学校教育、そして生涯学習の施策をいい施策にできるように、

チーム教育委員会として全力で取り組んでいきたいと思います。

以上です。

ほかに御意見はございませんか。

なければ御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。令和6年度（2024年度）の主要な取り組みの策定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〔堀川教育長〕

異議なしと認めます。議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。庶務課長。

○議案第35号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について

〔釜堀庶務課長〕

庶務課長でございます。

議案書25ページを御覧ください。議案第35号、日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

提案理由でございます。生涯学習課から中央公民館への事務移管に伴い、日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正するものです。

改正内容につきまして、新旧対照表で御説明申し上げます。27ページを御覧ください。第5条中、生涯学習課、生涯学習係の事務分掌について、旧規則における、「（4）青少年教育に関する事」、「（5）家庭教育に関する事」を削除し、新たに（4）として、「地域学校協働活動に関する事」を加え、以降の番号を繰り上げるものでございます。

26ページに戻りまして、これらの改正につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明については以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔堀川教育長〕

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたらお願いします。

そうしましたら、私のほうから1点御質問させていただければと思います。

「青少年教育に関する事」と、「家庭教育に関する事」の2つが、「地域学校協働活動に関する事」という形になったと理解しておりますけれども、この「家庭教育に関する事」について、PTAや家庭教育学級の位置づけについて、どのように位置づけられているかということについて教えていただけますでしょうか。教育部参事。

〔田中教育部参事〕

教育部参事でございます。

まず、家庭教育学級につきましては、これまでどおり地域の家庭教育を実施していただ

けている、そういった団体について家庭教育学級事業を実施していただくような形を公民館のほうから実施していただく形を取らせていただくというものでございます。

また、青少年教育に関して、特段、現在、生涯学習課で何か大きな事業を持っているわけではございませんが、障害者訪問学級という義務教育を終えた障害者の方たちに行っている事業がございします。その訪問学級につきましても、障害者事業を行っている公民館に併せて事業を実施していただくという流れでございします。

また、PTAに関してということで、市立小中学校PTA協議会に現在、委託事業を実施していたところでございします。この関係につきましても、PTA協議会の運営、あるいは事業を支援する形での補助金を実施していく流れに今後変えていきたいと思っております。その点につきましても、引き続き、関係団体の助成及び育成に関することを生涯学習課として実施していくものでございします。

以上でございします。

[堀川教育長]

ありがとうございます。

他に御質問はございませんか。

なければ御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号 教育委員会職員人事について、事務局より提案理由の説明をお願いします。庶務課長。

○議案第36号 教育委員会職員人事について

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございします。

議案書29ページを御覧ください。議案第36号、教育委員会職員人事について御説明いたします。

提案理由でございします。教育委員会職員に対し人事発令を行うものです。

1枚おめくりいただきまして、30ページを御覧ください。令和6年3月31日付の発令でございします。対象者は1名でございします。

続きまして、次ページ、31ページから34ページを御覧ください。令和6年4月1日付の発令でございします。対象者は合計で47名でございします。

続きまして、35ページを御覧ください。再任用の令和6年4月1日付の発令でございします。対象者は3名でございします。職層名、職務名、氏名等につきましては記載のとおり

でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ御意見を伺います。よろしいでしょうか。なければ御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。教育委員会職員人事についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第38号 日野市立学校における学校医の委嘱について、事務局より提案理由の説明をお願いします。学務課長。

○議案第38号 日野市立学校における学校医の委嘱について

[成澤学務課長]

学務課長でございます。

議案書の43ページをお開きください。議案第38号、日野市立学校における学校医の委嘱についてでございます。

提案理由でございます。委嘱を決定した学校医から、令和6年3月8日付で辞退する申出があったため、その後任者を新たに令和6年度、7年度の学校医として委嘱するものです。

議案書44ページをお開きください。1、学校医委嘱者でございます。2、学校医の任期につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間となっております。3、学校医辞退者でございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたらお願いいたします。

なければ御意見を伺います。

なければ御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立学校における学校医の委嘱についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号 日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。教育部参事。

○議案第39号 日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について

[長崎教育部参事]

教育部参事でございます。

議案第39号、日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について御説明いたします。

議案書45ページをお開きください。初めに提案理由でございます。令和6年度日野市立学校教科用図書採択に当たって要綱を設定するものでございます。

46ページをお開きください。日野市立学校教科用図書採択要綱でございます。第1条に目的、第2条に採択を行う教科用図書、第3条に採択の時期を定めております。第4条からは採択に関する組織について定めております。第5条では審議会の構成等、第6条では教科委員会の構成等、第7条では審議会等の任務、第8条では委員資格を定めております。第9条では採択結果等の公表、公開について、第10条では守秘義務、第11条では意見の聴取、第12条では庶務、第13条ではその他の事項を定めております。

なお、本要綱につきましては、令和6年4月1日から施行し、教科用図書採択事務が終了する令和6年8月31日限りでその効力を失うものでございます。

それでは、49ページを御覧ください。令和6年度は令和7年度から使用する中学校の教科用図書の採択替えとなります。別表第1に示している中学校の16種目の教科用図書を採択いたします。採択に当たって設置する教科委員会は、別表第2に示している13委員会といたします。その下、別表第3は審議会の委員の内訳を記載しております。今回は中学校の教科用図書の採択のため、小学校の保護者2名、中学校の保護者4名をPTAの代表から選任したいと考えております。別表4は教科委員会の構成となります。

次ページ、50ページから52ページには審議会、教科委員会、学校で使用する様式を定めたものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたらお願いいたします。

なければ御意見を伺います。

なければ御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立学校教科用図書採択要綱の制定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第41号 豊田小学校学校運営協議会委員の任命について、議案第42号 日野第

三小学校学校運営協議会委員の任命について、議案第４３号 平山小学校学校運営協議会委員の任命について、議案第４４号 滝合小学校学校運営協議会委員の任命について、議案第４５号 日野第七小学校学校運営協議会委員の任命について、議案第４６号 旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命について、議案第４７号 仲田小学校学校運営協議会委員の任命についてを一括議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。教育部参事。

- 議案第４１号 豊田小学校学校運営協議会委員の任命について
- 議案第４２号 日野第三小学校学校運営協議会委員の任命について
- 議案第４３号 平山小学校学校運営協議会委員の任命について
- 議案第４４号 滝合小学校学校運営協議会委員の任命について
- 議案第４５号 日野第七小学校運営協議会委員の任命について
- 議案第４６号 旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命について
- 議案第４７号 仲田小学校学校運営協議会委員の任命について

[長崎教育部参事]

教育部参事でございます。

議案第４１号から議案第４７号について、まとめて御説明いたします。

初めに議案第４１号、豊田小学校学校運営協議会委員の任命について御説明いたします。

議案書５５ページをお開きください。提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第８条の規定に基づいて、委員の任命をするものでございます。

次ページ、５６ページを御覧ください。新た任命される方でございます。名簿の左から、氏名、住所、また、備考欄には、保護者、地域住民などの選出区分を記載しております。一番右側には今回の任命により何期目になるかを示しております。

なお豊田小学校につきましては、令和６年度から新たに学校運営協議会を設置し、コミュニティースクール制度を導入します。

任期は令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの２年間でございます。

続きまして議案第４２号、日野第三小学校学校運営協議会委員の任命について御説明いたします。

議案書５９ページをお開きください。提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第８条の規定に基づいて、委員の任命をするものでございます。

次ページ、６０ページを御覧ください。新たに任命される方でございます。日野第三小学校も令和６年度から新たに学校運営協議会を設置する学校となります。

任期は令和６年４月１日から令和８年３月３１日までの２年間でございます。

続きまして議案第４３号、平山小学校学校運営協議会委員の任命について御説明いたします。

議案書６３ページをお開きください。提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第８条の規定に基づいて、委員の任命をするものでございます。

次ページ、64ページを御覧ください。今回任命される方でございます。

任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。

続きまして議案第44号、滝合小学校学校運営協議会委員の任命について御説明いたします。

議案書67ページをお開きください。提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第8条の規定に基づいて、委員の任命をするものでございます。

次ページ、68ページを御覧ください。今回任命される方でございます。

任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。

続きまして議案第45号、日野第七小学校学校運営協議会委員の任命について御説明いたします。

議案書71ページをお開きください。提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第8条の規定に基づいて、委員の任命をするものでございます。

次ページ、72ページを御覧ください。新たに任命される方でございます。

日野第七小学校は令和6年度から新たに学校運営協議会を設置する学校となります。

任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。

続きまして議案第46号、旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命について御説明いたします。

議案書75ページをお開きください。提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第8条の規定に基づいて、任命するものでございます。

次ページ、76ページをお開きください。旭が丘小学校は令和5年4月から学校運営協議会を設置しており、任期は2年のため、今回は人事異動等により変更となる委員のみとなります。上段が解任される方、下段が新たに任命される方でございます。

任期は委員の残存期間の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間でございます。

最後に議案第47号、仲田小学校学校運営協議会委員の任命について御説明いたします。

議案書77ページをお開きください。提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第8号の規定に基づいて、委員の任命をするものでございます。

次ページ、78ページを御覧ください。新たに任命される方でございます。

仲田小学校は令和6年度から新たに学校運営協議会を設置する学校となります。

任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。

令和6年度から新たに学校運営協議会を設置し、コミュニティースクール制度を導入する学校は、豊田小学校、日野第三小学校、日野第七小学校、仲田小学校の4校となります。

これまで、コミュニティースクール制度を導入している平山小学校、東光寺小学校、滝合小学校、旭が丘小学校を加えると、日野市立学校では8校がコミュニティースクール制度を導入することとなります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了しました。御質問がございましたらお願いいたします。

なければ御意見を伺います。

なければ御質問、御意見はこれにて終結いたします。

1 件ずつお諮りします。豊田小学校学校運営協議会委員の任命についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 4 1 号は原案のとおり可決されました。

日野第三小学校学校運営協議会委員の任命についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 4 2 号は原案のとおり可決されました。

平山小学校学校運営協議会委員の任命についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 4 3 号は原案のとおり可決されました。

滝合小学校学校運営協議会委員の任命についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 4 4 号は原案のとおり可決されました。

日野第七小学校学校運営協議会委員の任命についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 4 5 号は原案のとおり可決されました。

旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 4 6 号は原案のとおり可決されました。

仲田小学校学校運営協議会委員の任命についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 4 7 号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 8 号 日野市立教育センター所長の任命について、事務局より提案理由の説明

をお願いします。教育センター事務長。

○議案第４８号 日野市立教育センター所長の任命について

[田中教育センター事務長]

教育センター事務長でございます。

議案書の８１ページをお開きください。議案第４８号、日野市立教育センター所長の任命について御説明いたします。

提案理由でございます。令和６年３月３１日をもって日野市立教育センター所長の任期が満了となるため、新たに任命するものでございます。

議案書の８２ページを御覧ください。所長の氏名及び住所につきましては記載のとおりです。現在の所長を引き続き任命するものでございます。

任期につきましては令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの１年間です。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたらお願いいたします。

なければ御意見を伺います。

なければ御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立教育センター所長の任命についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第４８号は原案のとおり可決されました。

議案第４９号 日野市社会教育施設（一部）個別施設計画の策定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。図書館長。

○議案第４９号 日野市社会教育施設（一部）個別施設計画の策定について

[奥住図書館長]

図書館長でございます。

議案書の８３ページをお開きください。議案第４９号、日野市社会教育施設（一部）個別施設計画の策定について御説明いたします。

提案理由でございます。日野市公共施設等総合管理計画を踏まえて、図書館、中央公民館の施設の適切な保全計画と施設総量の最適化に向けた方針等を整理した計画を策定するものです。

別に配付しております計画書を御覧ください。まず、第１章では計画の期間と対象施設を定めています。計画の期間ですが、上位計画である公共施設等総合管理計画に合わせて、

令和6年度から29年間とし、10年ごとに計画は見直しを行うものとしています。計画の対象とする施設は、図書館7施設、公民館2施設ですが、個別施設ごとの対策内容まで策定するのは、図書館では中央図書館、高幡図書館、日野図書館、平山図書館、公民館では中央公民館の合計5施設としております。

第2章、対象施設を求められている姿には、11ページに図書館、公民館の求められている姿を掲載しています。

13ページからは第3章、社会教育施設を取り巻く現状と課題では、課題として、人口構成バランスの悪化、建物の老朽化、修繕等の費用の増加が挙げられ、アンケートや関係利用団体との対話から浮かんできた住民ニーズへの対応も課題としています。

38ページから第5章、社会教育施設整備の基本方針を記載しています。次の3つを基本方針としています。社会教育施設の適正配置、そして、長寿命化の効果的な実施、そして、予防保全による建物の維持管理の3つです。

ここまでの基本方針を踏まえた上で、各施設について次のように判定をいたしました。第1判定として、施設の利用度やコスト面から機能面の評価を、第2判定として、耐震状況や劣化状況から建物の長寿命化に関する評価です。

恐れ入ります、44ページをお開きください。(3) 総合判定です。総合判定を実施するに当たって、対象施設の目指すべき姿を整理いたしました。図書館は、いつでも、どこでも、誰にでも、何でも貸出しするシステムを保持し、中央図書館は図書館行政の中心館、分館は地域に根差した運営を、施設の複合化や、既存施設との共用化や、多機能化により行うことで市内全域にサービス展開を行うこと、また、公民館は暮らしと地域を豊かにする学びの循環づくりを目指し、中央公民館には学びが生まれ、他者とつながれるよう施設や設備を整備し、また、市内全域の既存施設の利活用を進め、市民が自ら学びを循環できる環境づくりを目指すものとししました。

45ページ以降に個別施設数の判定結果を記載しています。中央図書館と平山図書館は建物の長寿命化を、高幡図書館と日野図書館は周辺地域での再編検討の中で複合化による更新を目指してまいります。また、中央公民館も周辺地域での再編計画の中で複合化による更新を目指してまいります。

第7章、施設整備の実施計画。54ページ以降で長寿命化や複合化など、施設の対策内容の検討結果を踏まえて、今後の改修、更新費用の推計を行っております。計画期間を含む今後30年間では、もし何も対策を行わず、60年周期でそのまま建て替えを行うと42.9億円、個別施設の対策を行うと44.7億円が必要との推計になりました。今後30年間では対策内容を行ったほうが高くなるとの結果でしたが、今後50年間と長期的な試算を行うと、対策を行ったほうが12.4億円の費用が縮減できるとの結果になったところ です。

60ページをお開きください。今後10年間の個別施設の対策内容をロードマップに示しました。第8章、61ページ以降には計画を推進していく推進体制について掲載しています。

以上が計画の説明となります。

続きまして、パブリックコメントの結果を説明いたします。

議案書 86 ページをお開きください。令和 6 年 2 月 9 日から令和 6 年 3 月 11 日までの間、広報・ホームページを使って PR、また、市内各図書館、中央公民館、中央公民館高幡台分室、七生支所、豊田駅連絡所に素案を設置して、パブリックコメントを実施しました。その結果、6 名の方から御意見をいただくことができましたが、1 名の方は住所、お名前の記載がなかったので参考意見とさせていただきました。よって、5 名の方から、合計 22 件の御意見をいただいたところです。

いただいた御意見のうち、議案書 89 ページ、7 番の御意見の趣旨を受けて、計画書 53 ページに、防災対策、「図書館や公民館の中には予備的避難所に指定されている施設があることから、施設の改修等に当たっては、地域防災計画との整合性を図るなかで、避難施設としての視点も考慮した整備に努めます」の一文を入れることとしました。

ほかの御意見については、施設の更新や改修時に参考とさせていただくこととして、計画の変更は行っていません。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔堀川教育長〕

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。岩下委員。

〔岩下委員〕

パブコメでいただいた御意見で追記された、予備的避難所に指定されている施設について詳しく教えてください。

〔堀川教育長〕

図書館長。

〔奥住図書館長〕

図書館長でございます。

予備的避難所についてお答えさせていただきます。予備的避難所に指定されている場所として、中央図書館、高幡図書館、日野図書館、平山図書館、中央公民館の 5 施設となります。

以上でございます。

〔岩下委員〕

ありがとうございます。

〔堀川教育長〕

ほかに御質問はございませんか。

なければ御意見を伺います。高木委員。

〔高木委員〕

ただいま説明いただきました、日野市社会教育施設、個別施設計画について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

先般の 2 月から 3 月に実施されましたパブリックコメントにて、市民からの指摘や助言を受けて、本個別施設計画の素案の補強がされるなどして、よりよい計画になったと感じ

ております。本計画に基づき事業推進を図っていただくことをお願いいたします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野委員]

私もこの計画の策定に賛成の立場から意見を述べたいと思います。

本年1月25日の教育委員会臨時会で内容につきましては審議をし、その後、2月からパブリックコメントを実施していただいて、今回、その内容の御報告いただいております。

パブリックコメント22件の内容に対する回答も読ませていただきました。いただいた貴重な御意見の中から、計画への文言、反映すべき事項は適切に反映されていることを確認しましたので、この内容で進めていただければと思います。

私からは以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留委員]

本計画の策定について賛成の立場から意見を申し上げます。

パブリックコメントには期待する御意見、貴重な意見も多くありました。今後、本計画を推進する上で大切にしていいただければと思っております。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

社会教育施設（一部）個別施設計画について、賛成の立場で意見を申し上げます。

パブコメを見て、大変貴重な御意見を頂戴し、計画に反映することができませんでした。地域防災計画との整合を図り、予備的避難施設としての視点も考慮し、整備していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

それでは、私からも一言意見を申し上げます。

まず、さきに素案の段階で内容については議論をしておりますけれども、その後、パブリックコメントにおいて多くの御意見や改善の御提案をいただき、よりよい計画になっていると思います。

令和6年度には新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進計画の策定もありますけれども、関連の計画の策定も含め、この個別施設計画を踏まえて、しっかりと取組を進めてまいりたいと思います。

以上です。

ほかに御意見はございませんか。

なければ御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市社会教育施設（一部）個別施設計画の策定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〔堀川教育長〕

異議なしと認めます。議案第４９号は原案のとおり可決されました。

議案第５０号「日野宿本陣上段の間および御前の間」の日野市文化財の指定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。ふるさと文化財課長。

○議案第５０号「日野宿本陣上段の間および御前の間」の日野市文化財の指定について

〔金野ふるさと文化財課長〕

ふるさと文化財課長でございます。

議案書９７ページ、議案第５０号、「日野宿本陣上段の間および御前の間」の日野市文化財の指定について説明申し上げます。

２月８日の第１１回日野市教育委員会定例会により諮問されました、「日野宿本陣上段の間および御前の間」の日野市指定有形文化財の指定について、日野市文化財保護審議会より、令和６年３月８日付で指定に相当するとの答申を受けたため、日野市指定有形文化財に指定するものです。

新たに指定するのは、名称は、日野宿本陣上段の間及び御前の間、所在地は日野市日野本町１丁目、個人所有でございます。指定種別は、日野市指定有形文化財（建造物）です。

指定に相当する理由書は９９ページ、所有者の同意書は１０１ページのとおりです。

この建物は、元治元年、１８６４年の竣工で、日野宿名主佐藤彦五郎の住宅である日野宿本陣の一部を明治２６年に移築したものとされ、日野宿本陣で最も高い格式の上段の間と、その次の間である御前の間からなっております。

本陣としての機能の中核をなすものであり、日野宿の歴史・文化のみならず、宿駅制度を理解する上で、日野宿本陣と共に欠くことのできない遺構であるため、有形文化財に指定し保存を図るべきものとされております。

議案第５０号の説明につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔堀川教育長〕

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたらお願いします。高木委員。

〔高木委員〕

指定に相当する理由書の９の現状等を見させていただきますと、現在も個人の住宅として使用されており、一般公開はされていないということですが、ここで、日野市指定有形文化財になりますと、市民の皆さんの期待を考えますと、今後、公開も必要ではないかと思うわけなのですが、現時点で公開についてどのように考えているか説明をお願いします。

したいと思います。

[堀川教育長]

ふるさと文化財課長。

[金野ふるさと文化財課長]

現在は個人の所有で公開しておりませんが、例えば東京文化財ウィークですとか、そういった機会を捉えながら、公開の可能性を探ってまいりたいと思います。

ただ、何よりも保存が大切です。この建物は日野宿本陣の中核部分ですので、今後建物の状況を把握し、保存に支障を及ぼす事項が発生した場合には、個人の所有ですので、東京都とも連携しながら補修、改修の補助を行っていききたいと、このように考えております。

以上でございます。

[高木委員]

ありがとうございます。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんか。

なければ御意見を伺います。

なければ御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。「日野宿本陣上段の間および御前の間」の日野市文化財の指定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第50号は原案のとおり可決されました。

報告事項第30号 「日野宿本陣上段の間」の東京都指定史跡への指定について、事務局より説明をお願いします。ふるさと文化財課長。

○報告事項第30号 「日野宿本陣上段の間」の東京都指定史跡への指定について

[金野ふるさと文化財課長]

続きまして、ふるさと文化財課長でございます。

議案書107ページ、報告事項第30号、「日野宿本陣上段の間」の東京都指定史跡への指定につきまして説明させていただきます。

ただいま、議案50号にて説明いたしました「日野宿本陣上段の間」が、東京都文化財保護審議会並びに東京都教育委員会の審議を経まして、東京都指定史跡、日野宿脇本陣跡の附として追加指定されたことを御報告いたします。

指定名称は日野宿脇本陣跡、附、上段の間、1棟。指定種別は東京都指定史跡。追加指定日は令和6年3月25日です。説明は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了しました。

御質問、御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

御質問、御意見がなければ報告事項第30号を終了いたします。

報告事項第31号 行政情報の公開請求について、事務局より説明をお願いします。庶務課長。

○報告事項第31号 行政情報の公開請求

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

追加議案書の13ページを御覧ください。報告事項第31号、行政情報の公開請求について報告をさせていただきます。

次ページをお開き願います。請求日、決定日、請求件名、決定内容は記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了しました。

御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

なければ報告事項第31号を終了いたします。

これより議案第37号、議案第40号、議案第51号及び報告事項第32号の審議に入りますが、本件につきましては公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。

関係職員以外の事務局説明員と傍聴者の方は退席してください。

なお、本件の終了をもって、令和5年度第12回教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 16時48分